

# 訪問看護 契約書

## 介護予防訪問看護 契約書

(サービスの目的及び内容)

第 1 条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問看護または介護予防訪問看護の対象となるサービスを提供します。

(契約期間)

第 2 条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」という)の有効期限満了日までとします。

2 上記の契約期間満了日の1週間前までに、利用者又は契約者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(居宅サービス計画変更の援助)

第 3 条 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(サービス提供の記録等)

第 4 条 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成したあと5年間はこれを保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、または実費負担によりその「写し」を交付します。(コピー代は、1枚につき10円)

(利用者負担金およびその滞納)

第 5 条 サービスに対する利用者負担金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合には、関係法令にしたがって改定後の金額が適用されます。

2 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

3 前項の催告をしたときは、事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画(ケアプラン)の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うように要請するものとします。

4 会計に関しては、毎月15日すぎに前月分の請求をいたしますので、1ヶ月以内に窓口でお支払いください。お支払いの際に、領収書を発行いたします。

(利用者の解約権)

第 6条 利用者は、事業者に対し、いつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(事業者の解除権)

第 7条 事業者は、利用者の著しい不信行為により、契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は居宅サービス計画を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

(契約の満了)

第 8条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期限が満了したとき。
- (2) 第5条の事業者から解除の意思表示がなされたとき。
- (3) 第6条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (4) 第7条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (5) 次の理由で利用者にサービス提供できなくなったとき。
  - (ア) 利用者が死亡したとき。
  - (イ) 利用者が介護福祉施設や医療施設へ入所又は入院した場合。  
ただし、利用者から3ヶ月以内に退院、退所する見込みがあり、事業者が承認したときは、「契約の中断」とすることができます。
  - (ウ) 利用者の要介護状況区分が自立とされた場合。

(損害賠償)

第 9条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(秘密保持)

第10条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業者はサービス担当者会議等において個人情報を用いる場合は、利用者及び当該家族の同意をあらかじめ文書により得た上で、利用できるものとします。

(苦情対応)

第11条 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合は、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

(契約外条項など)

第12条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを希望される場合には、別途契約が必要になります。

上記のとおり、訪問看護または介護予防訪問看護の契約を締結します。

令和 年 月 日

◆利用者氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

◆家族または代理人 氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

(事業者)	法人名	医療法人真生会
	事業所名	真生会訪問看護ステーションこころ
	住所	富山県射水市橋下条 1564 番地 0766-54-6440
	管理者	中井 ともこ